

# 川崎市土地区画整理事業助成金算定要領

平成13年 5月 1日

第1 川崎市土地区画整理事業助成規則（以下「助成規則」という。）第3条第2項第1号に規定する別に定める基準に基づいて算定する額は、助成規則第6条に規定する実績報告書に基づく事務費の額又は当該年度の事業費に都市局所管国庫補助金交付申請等要領（昭和49年4月1日建設省都総発第100号）別表第2「事業費の算定要領及び基準」に定める率を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。

第2 助成規則第3条第2項第3号に規定する別に定める基準に基づいて算定する額は、次の各号に掲げる式により算定した用地費及び建築物等移転補償費の合計額とする。

(1) 用地費は次式により算定した額とする。

当該用地の地積（従前の公共用地の地積を減じた地積）×土地の1平方メートル当たりの評価額×係数

$$\frac{W-8}{W}$$

係数 =  $\frac{W-8}{W}$  W = 助成規則第3条第2項第3号にいう道路の幅員

(2) 建築物等移転補償費は次式により算定した額とする。

当該建築物等の床面積×建築物等の1平方メートル当たりの評価額

2 前項各号の評価額は組合設立認可の日を評価時点として財政局長が評価した価格に基づきまちづくり局長が定めるものとする。

## 附 則

1 この要領は、平成13年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の際、現に土地区画整理事業を施行している組合に対し、川崎市公共管理者負担金要綱の規定により算定された用地費及び建築物等移転補償費については、この要領の規定により算定されたものとみなす。